

2021年7月15日

お客さま各位

株式会社 第四北越銀行

## 「第四北越 通帳アプリ利用規定」の改定について

当行では、「一定の残高未満の口座」の解約手続きの際に届出印の押印を不要とする「一定金額未満の普通預金口座等解約手続きの印鑑レス化」の取扱開始に伴い、2021年8月1日付で「第四北越通帳アプリ利用規定」を改定いたします。

なお、改定後の「第四北越通帳アプリ利用規定」は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 改定日

- ・2021年8月1日（日）

#### 2. 改定内容

- ・第四北越通帳アプリ利用規定

新（改定後）	旧（改定前）
<p>10. 預金の預入・払戻し等</p> <p>(5)本サービスご利用口座を解約する場合は、当行所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印して、本サービスご利用口座のキャッシュカードとともに提出してください。</p> <p><u>ただし、本サービスご利用口座のうち、当行所定の条件を満たす口座の解約については、当行所定の方法による本人確認をもって、届出の印章に代えることとします。</u></p>	<p>10. 預金の預入・払戻し等</p> <p>(5)本サービスご利用口座を解約する場合は、当行所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印して、本サービスご利用口座のキャッシュカードとともに提出してください。</p>

※上記は改定部分のみを記載しております。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

株式会社第四北越銀行

事務統括部／小林（紀）、青野（内線5282、5251）

電話025-222-4111